判旨≪最判昭和49年9月25日≫

民法96条1、3項が詐欺被害者に契約の取消権を付与し被害者の保護をはかるという趣旨であることは認めている。しかし、帰責事由のない「善意の第三者」を保護するという立法趣旨に照らして、「善意の第三者」が関係する場合については、被害者に対する救済は制限され、第三者がより保護されるものであると解釈しており、また対抗要件たる登記については、これより備える必要性はないとしている。